重要事項説明書

１．事業者概要

事業者名称	公益社団法人 京都府看護協会
所在地	〒606-8111　京都市左京区高野泉町 40 番 5
代表者名	会長　豊田　久美子
電話・FAX 番号	電話　075-723-7195　　FAX　075-723-7272
mail	kyokango@kyokango.or.jp

２．事業所概要

事業所名称	公益社団法人　京都府看護協会 宮津訪問看護ステーション
指定番号	介護（予防）保険：2662190012　　医療保険：262190012
所在地	〒626-0003　京都府宮津市漁師 1652 番地 2
電話・FAX 番号	営業時間・夜間・休日 電話　0772-20-2345　　FAX　0772-22-6122
mail	houmon@citrus.ocn.ne.jp

３．事業所の目的と運営方針

【事業の目的】

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

【運営の方針】

(1)宮津訪問看護ステーション（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4．本事業所の職員体制　　＊令和8年10月1日現在

職種	常勤(名)	非常勤(名)	職種	常勤(名)	非常勤(名)
管理者（看護師）	1		看護師	6	1
主任（看護師）	1		理学療法士		4
事務員	1		作業療法士		2

5．営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝・祭日、12月29日～翌年1月3日を除く）
営業時間	午前9時00分～午後5時00分

6．営業地域

通常の地域	宮津市　・　与謝野町

7．利用料

1）利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用に掛かる額の支払いを利用者から受けるものとします。

2）利用者は、宮津訪問看護ステーション料金表 別紙 に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

3）利用料金の支払い方法は以下の通りとし、毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

① 利用者の指定口座から自動振替の場合
利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は翌々月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振り替えます。

② 現金払いの場合
利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月15日ころまでに請求させていただきます。訪問時に集金し、領収証を発行いたします。

③ キャンセル料について
訪問看護の利用中止については前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスは変更または中止することができます。

ご連絡いただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡いただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供当たりの料金の100%を請求いたします。

＊ただし、ご利用者の急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先（昼）	
	連絡先（夜）	
主治医	医療機関名	
	医師名	
	電話番号	
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当者名	
	電話番号	

9．事故発生時の対応

1）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2）利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

10. 感染症蔓延および災害等発生時の対応

1）感染症蔓延および災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

2）指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了した後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1）研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

2）居宅サービス計画の作成など適切な支援に努めます。

3）従業者が、支援にあたっての悩み等を相談できる体制を整える他、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. カスタマーハラスメントについて

事業所の職員に対して、ハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もあります。(運営規程第 16 条）当ステーションにおけるハラスメント行為とは、以下のとおりです。

① 身体暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、胸ぐらをつかむ。

② 精神的暴力：人格を否定する暴言（「バカ」「給料泥棒」等)、大声で怒鳴る、威嚇的な態度。

③ セクシャルハラスメント：不要な身体接触、性的な冗談、執拗な食事の誘い、連絡先の強要。

④ 過剰・不当な要求：契約外の家事代行の強要、不当な料金免除の要求。

⑤ 時間拘束・リピート型：長時間の居座り、引き止め、看護に関係のない長電話、理不尽な苦情の繰り返し。

⑥ SNS・ネット誹謗中傷：スタッフの無断撮影、実名や写真のネット・SNS への投稿。

14.苦情申し立て窓口

宮津訪問看護 ステーション 担当者：木﨑直美	所在地　京都府宮津市漁師 1652 番地 2 **TEL: 0772-20-2345　FAX：0772-22-6122** 受付時間　9：30～10：30　16：00～17：00（月曜日～金曜日）
宮津市役所福祉・ 教育総合プラザ 担当：健康介護課介護給付係	所在地　京都府宮津市浜町 3012 **TEL: 0772-45-1619　FAX：0772-22-8438** 受付時間　8：30～17：15（月曜日～金曜日）
与謝野町役場 担当：福祉課	所在地　京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 **TEL: 0772-43-9021　FAX：0772-42-0528** 受付時間　8：30～17：15（月曜日～金曜日）
京都府国民健康保険 団体連合会 担当：介護保険課	所在地　京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地 ＣＯＣＯＮ烏丸内 **TEL: 075-345-9090　FAX：075-354-9099** 受付時間　8：30～17：15（月曜日～金曜日）

令和　　年　　月　　日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、
重要事項を説明しました。

指定居宅サービス事業者　公益社団法人　京都府看護協会
宮津訪問看護ステーション

所在地 〒626-0003　京都府宮津市漁師 1652 番地 2

（説明者）氏名　　（管理者）氏名　　木﨑　直美

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を
受けました。

利用者　住所

氏名

家族（代理人）住所

氏名